

2 ごみ散乱防止ネットを貸し出します

貸し出しの対象

- ・複数の世帯(おおむね5~10世帯)が利用しているごみ出し場所。
ただし、マンション、アパート等の共同住宅の居住者専用のごみ出し場所は対象となりません。
- ・カラスなどによるごみ散乱の被害があること。
- ・ごみ出し場所を利用する世帯の中から「管理責任者」を置き、利用世帯が協力して適正に管理できること。

貸し出しの条件

- 1.ごみ収集後は、ネットを速やかに片付け、紛失、盗難、破損などのないようにしてください。
- 2.歩行者及び車両などの通行の妨げにならないように使用してください。
- 3.ごみ散乱防止の目的以外の使用、第三者への譲渡、転貸、売却をしないでください。

枚数及び規格

- ・縦2メートル、横3メートル
- ・Lサイズのごみ袋が10個程度入る大きさです。
- ・おおむね5~10世帯が利用するごみ出し場所1箇所につき1枚を貸し出します。

申込方法

- 1.電話にてお問い合わせください。貸し出し条件を確認します。
- 2.ごみ散乱防止ネット貸与申請書を環境課に提出してください(市HPからダウンロード、または窓口にて配布)。
- 3.環境課職員が現地を確認します。
- 4.管理責任者にごみ散乱防止ネットを貸し出します。



3 生ごみを見えなくしましょう

カラスは主に目で食べ物を探します。生ごみは、水切りして新聞などで包み、ごみ袋の中心に入れて出しましょう。全体をネットで覆うことも効果的です。

4 分別・収集日を守りましょう

前日や収集後にごみを出したり、分別を守らないため収集されず、放置されるとカラスに荒らされやすくなります。分別、収集日・時間を守りましょう。

